

1 高校生活の留意点

(1) 自分の行動には責任を持つ

高校生は「子供と大人の境目の時期だ」とよく言われています。大人になるということは、「自分の行動に責任を持つ」ということでもあります。感情のままに軽はずみな行動をするのではなく、適切な行為かどうかを自分で冷静に判断し行動へ移すよう心がけましょう。

(2) 健康の保持・推進を心がけよう

健康管理に気をつけ、規律正しい生活を送り、欠席や遅刻、早退をしないようにしましょう。欠席・遅刻・早退のないことを「皆勤」といい、3年間皆勤は、表彰されます。

欠席が少ないことが、学校生活の充実につながり、就職にも非常に有利です。やむを得ず欠席・遅刻・早退をする場合には、所定の手続きをしてください。

(3) 品位ある服装を心がけよう

服装は人を表す。人間関係の90パーセントが第一印象で決まると言っても過言ではなく、その時、服装は重要な意味を持ちます。常に岐南工生であることを忘れず、品位ある服装をするように心がけましょう。通学時には必ず制服を着用し、身分証明書を携帯してください。

本校では定期的に身だしなみ確認が行われますが、その基準は「服装について」の欄を参照してください。

(4) 交通ルールと交通マナー「四ない運動」を守ろう

通学時の交通安全には十分に気をつけましょう。見通しの悪い交差点を通過するとき、寝坊して急いで登校するとき、部活動等で夕方遅く下校するときなどは、特に危険です。交通ルールや交通マナーを守り、時間に余裕を持って登下校をしましょう。自転車通学する人は、「自転車通学について」の欄を参照し、申請をしてください。

原動機付自転車、自動二輪、四輪自動車の運転免許を取得することは、「四ない運動」に基づき、校則で禁止しています。「四ない運動」とは、(車に乗らない・車を買わない・免許を取らない・乗せてもらわない)ということです。この四ない運動によって高校生の交通事故は著しく減少しました。

自動車学校への入校については、3年生の卒業直前に、特別入校(就職内定者)が1月上旬頃、一般入校(進学内定者)が1月上旬頃から、許可を得た者のみできます。

(5) 健全な生活をしよう

窃盗(金銭・物品・自転車等)などの触法行為、暴走族などのグループと関わるなど、不良行為は絶対にしてはいけません。賭け事(トランプ・マージャン等を含む)、不健全な遊び、酒場への入場、飲酒、喫煙、たばこ所持や、パチンコ店、クラブ、有害図書のある店舗といった不健全な施設への入場など、これらは全て禁止です。また、夜22時～早朝4時迄の不要不急な外出も禁止です。

他にも、覚醒剤、大麻や危険ドラッグの使用は、心身を滅ぼす危険な薬物であることを理解し、好奇心や誘惑を断ち切るとともに、絶対に手を出してはいけません。刃物・エアガンなどの携行も厳禁です。インターネット(SNSを含む)は、個人情報掲載や誹謗中傷の書き込みなど好ましくない使い方をせず、公共のルールを守り、節度ある利用を心掛けてください。

高校生として善悪を判断し、触法行為、不良行為をしないようにしましょう。法律や校則に違反した場合、それは学校生活以前に大きな問題であるため、授業から離れて特別指導を行います。

(6) 健全な人間関係を作ろう

クラスメイトや部活動の仲間達と喜びや悲しみを分かち合い、悩みを相談し、お互いに励まし合って切磋琢磨できるような友人関係を作りましょう。挨拶と人の気持ちを理解しようとするのが大切です。もし、自分だけでは解決できそうにない悩みがあったら、担任や教育相談室の先生に話を聞いてもらいましょう。各種電話相談を利用するのもよいでしょう。教育相談の「相談機関」の欄を参照してください。

2 学校生活でのルール

学校は勉強をする場であると同時に、社会的規範を学び実践する場でもあります。人が集団生活をするからには、どこへ行っても集団のルールがあります。次に述べる本校の規則・心得は岐南工生徒としての最小限のルールです。ルールを守り、いつでもどこでも岐南工生徒であるという自覚と誇りをもって行動しましょう。

(1) 服装について

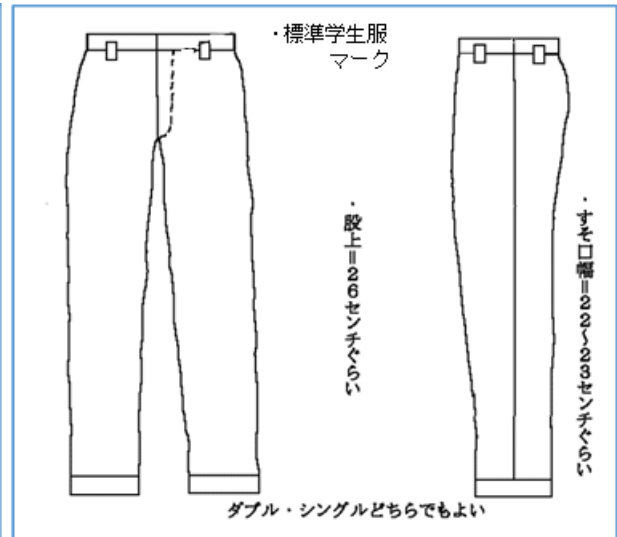
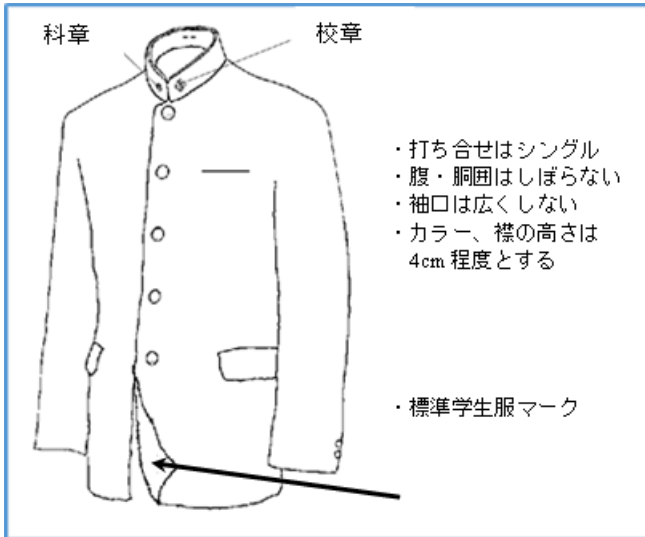
服装は質素・清潔・端正で、高校生としての品位を保つのにふさわしいものを着用しましょう。(性別に関係なく、次の“ア”または“イ” どちらの制服でも選択できます。)

ア Aタイプ制服 (旧男子制服)

- ① 上着は、標準学生服のマークの付いたものとします。校章入りボタンを前に5個、袖に各2個、襟内側にカラーを付け、左襟に校章バッジ、右襟には科章バッジを付けます。制服のサイズは身長±5cmを目安としてください。

【校章・科章・ボタンについて】紛失した場合は、生徒指導室で購入できます。

- ② ズボンは、標準学生服マークの付いた黒色ストレートズボンとし、極端に細いものや太いものは禁止です。体格上やむを得ない場合には、ワンタックまで認めます。ベルトは黒・茶の単色で華美(光り物、装飾等)でないものとします。
- ③ 夏季(6月1日～9月30日)は、左胸に校章マークが刺繍された学校指定の白色のカッターシャツを着用し、裾はズボンの内側に入れます。カッターシャツのインナーは、袖・襟元から露出しないものを着用し、華美な色や文字が透けて見える等、白いカッターシャツの持つ清潔感を崩さない着こなしとします。なお、6月1日及び10月1日を基準に、それぞれ前後1か月を衣替えの準備期間とします。
- ④ ソックスは白・黒・紺色・灰色で単色のものとします。



Bタイプ制服（旧女子制服）

① 紺色のブレザーにエンジ色を基本としたストライプ柄の指定のネクタイを結び、左襟に校章バッジ（左）と科章バッジ（右）を2つ並べてつけます。

② ブレザーの下には、左胸に校章マークが刺繍された学校指定の白いカッターシャツを着用し、裾はスカートの内側に入れます。カッターシャツのインナーは、袖・襟元から露出しないものを着用し、華やかな色や文字が透けて見えるなど白いカッターシャツの持つ清潔感を崩さない着こなしとします。ニットベスト（紺色系または、黒色系の単色でVネックの物）または、長袖セーター（同）は、学生服の下のみでの着用を認めます。（カーディガンは認めていません）



③ スカート、または、スラックスを着用する。スカートの場合はひだ数が24~28本の車ヒダで、色はブレザーと同色の紺色とし、丈は膝が隠れる程度の長さとし、スカートは、入学後に点検し、ふさわしいと認めたものに校章マーク（フロッキー）を付けます。スラックスを希望する場合は、学校指定のものを着用します。

④ 夏季（6月1日 ~ 9月30日）は、左胸に校章マークが刺繍された学校指定の白いカッターシャツを着用し、裾はスカートの内側に入れます。カッターシャツのインナーは、袖・襟元から露出しないものを着用し、華やかな色や文字が透けて見える等、白いカッターシャツの持つ清潔感を崩さない着こなしとします。なお、6月1日及び10月1日を基準に、前後1か月を衣替えの準備期間とします。夏季のネクタイの着用は、自由とします。

- ⑤ ソックスは白・黒・紺色・灰色で単色のものとします。ルーズソックスやレッグウォーマーは禁止です。ストッキングは肌色または黒色とし、柄物などは禁止です。

ウ 靴

- ① 通学用の靴は運動のできるものとし、革靴、ブーツ、サンダルは禁止です。必ず名前を記入してください。
- ② 上履きは、指定の上靴を使用し、下図のように、黒の細書き用マジックで記名します。
- ③ 体育・実習等の時間は、それぞれ定める靴・安全靴・長靴等を使用します。



エ 鞆

学用品を持ち運ぶのにふさわしいものとします。

オ 頭髪

- ① 男子は、「(実習時の帽子・ヘルメット着用時に) 前髪が目にかからない」、「横髪が耳にかからない」、「後ろ髪が襟にかからない」を基準とします。
- ② 女子は、「前髪が目にかからない」、「後ろ髪が肩にかからない」を基準とします。ただし、後ろ髪が肩にかかる場合は、髪を常に束ねてください。
- ③ パーマ、染色、脱色、特異な髪型^{注1)}など、頭髪に不必要な手を加えることは禁止です。

注1) 就職試験・進学試験の面接に行く時に相応しい頭髪を目安とする。

カ その他

- ① 防寒着は通学時のみ制服の上に着用し、華美なもの、ふさわしくないものは、着用してはいけません。(防寒着の室内での着用は原則として禁止です。)
- ② 化粧、装飾品(指輪・ピアス・イヤリング・ネックレス・派手なヘアバンドなど)をつけたりすることは禁止です。

- ③ 科章バッジ・上靴・体育時の服装・自転車通学登録証（シール）などは学年により、緑・青・赤の三色に色分けをします。
- ④ やむを得ず規定以外の服装をする場合（骨折などにより学生服が着られないなど）には、生徒指導部へ異装の申請をしてください。（用紙は生徒指導室にあります）

ア 登校・下校

- ① 生徒は始業5分前までに教室に着席します。
- ② 登下校の途中に他の場所に立ち寄るときは、家庭に連絡して責任ある行動を取ってください。

イ 授業中

- ① 授業では、机列を正し定められた席につき、始めと終わりにあいさつをします。
- ② 始業時から終業時までの間は、無許可で校外へ出ないでください。外出が必要なときには学級担任と生徒指導部の許可を得て外出してください。

ウ 校内生活

- ① 校舎内は土足厳禁です。また、無断で他の教室に入室しないでください。
- ② ゲーム機、オーディオプレーヤー、多額の現金など学習に必要ないものは、持ってこないでください。金銭・時計などの貴重品は、自己管理を原則とします。体育・学校行事などのときはクラス別貴重品バッグに入れ、学級担任又は担当の先生に保管を依頼します。
- ③ 非常事態が発生したときには、先生の指示に従い、速やかに行動します。
- ④ 体育・実習などで教室を空けるときは必ず教室を施錠します。
- ⑤ 教科書・ノート・辞書・補助教材などは毎日家に持ち帰ります。
- ⑥ 持ち物には必ず記名してください。また、教科書、服装、金銭等の無断借用は言うに及ばず、貸し借りもしないでください。
- ⑦ 校舎や校具は大切に取扱ってください。万一誤って破損した場合は、すみやかに申し出てください。この場合は、その一部又は全部を弁償しなければならないことがあります。
- ⑧ 物を紛失したり、拾ったりした場合は、生徒指導部に届け出てください。
- ⑨ 下足箱に靴以外を入れないでください。合羽・雨傘は、水分をよく絞って教室に持ちこみ、各自で管理します。
- ⑩ 教室当番の役割。

①連絡・鍵・貴重品 係、②号令係、③黒板・美化係

- ⑪ ロッカー使用規定については以下のとおりです。
 - ・ロッカーは各専門科の実習室に設置されているものを使用します。
 - ・ロッカーの保管物は、実習服・体育の服装とします。ただし、各科で認めた物品は置いてよいこととします。保管物には必ず記名します。教科書・貴重品は置かないでください。
 - ・ロッカーは必要に応じて使用者に断りなく点検することがあります。

⑫ 以下のような場合はそれぞれ許可が必要です。

- ・部活動やその他で教室等を使用するときは、責任者を定めて、顧問の先生又は担当の先生の許可を得てください。
- ・土曜日・日曜日・祭日・学校休日・休業中に登校して、校舎・施設を使用するときは事前に担当の先生の許可を得てください。また、いずれの場合も、使用後は整理、整頓に心がけ、施錠しましょう。

(3) 諸届について

ア アルバイト

やむを得ずアルバイトをしなければならないときには、保護者や担任とよく相談し、生徒指導部に届けてください。なお、届け出なくアルバイトをすることは禁止します(成績不良科目がある場合は、アルバイトを禁止します)。

イ 下宿について

下宿をする生徒は、学級担任及び生徒指導部に下宿先の住所を届けてください。また、下宿先を変更したり下宿を出ることになったりしたときも、すみやかに学級担任及び生徒指導部に届けてください。

ウ 学割について

部活動の対外試合(県外・海外遠征等)や帰省などで学割申請が必要な生徒は、本館1階の事務室にて「学割交付願」をもらい、申請してください。記入はペン書きで丁寧に行い、保護者の署名後、学級担任からの認印をもらい、事務室に提出してください。手続きに数日かかるため、余裕を持って申請しましょう。

(4) 校外生活について

次のような場合にはすみやかに学級担任を通して生徒指導部に申し出てください。

- ① 警察官、補導員等に補導された場合
- ② 暴力、たかり等の被害者に遭った場合(警察にもすぐに届ける)
- ③ 交通事故に遭った場合(警察に届けると共に、事故報告書を作成する)
- ④ その他の事故や事件に巻き込まれた場合

本人(又は保護者)→学級担任、生徒指導部

(5) 通学について

ア 自転車通学について

- ① 自転車通学は申請書を提出し、登録した自転車のみについて許可します。なお、登録された自転車には必ず登録シールを貼ります。(また、購入時に県警の防犯登録をしてください。)
- ② 自転車は自立スタンドで、通学にふさわしいものとします。整備不良の自転車、泥除け・反射板のない自転車、変形ハンドル・ドロップハンドル・ハブステップ付の自転車は登録できません。また、電動自転車(アシスト式自転車は除く)、ミニサイクル、スポーツバイク(ロードバイク、BMX等)、折りたたみ自転車などは禁止です。
- ③ 雨天時は雨合羽を着用します。傘さし運転はしないでください。
- ④ 自転車は定められた場所に置き、必ず2つ以上の鍵で施錠します。

- ⑤ 右側通行・無灯火通行・二人乗り・横隊通行・信号無視・その他無謀な運転は禁止です。
- ⑥ 携帯電話、スマートフォン・タブレット、携帯型音楽プレーヤー、ゲーム機などの使用は禁止です。
- ⑦ 必ず自転車保険に加入してください。
- ⑧ **自転車使用時には、乗車用ヘルメットの着用。**

イ 電車・バス通学について

大声で話したり、座席に荷物を置いたり、不適切な場所に座り込むなど他の乗客に迷惑をかけないように、マナーを守り通学しましょう。

(6) モバイルフォンのルールとマナー

ア 届出書を受理する条件

モバイルフォンは、以下の条件を満たしていることが必要です。

- ① 生徒本人と保護者の話し合いがなされ、家庭のルールが定められている。
- ② 校内規則をよく理解し、厳守する。
- ③ 関係する法律および家庭のルールを厳守する。
- ④ 学校緊急メールに登録する。

イ モバイルフォン持込届出書が提出されたうえでの校内規則

- ① 生徒は、登校したらモバイルフォンの電源をオフにする。
※ 登校時、校舎に入る前に電源を切り、下校時、校舎から出るまで電源を入れない。放課後の活動（部活動・補習など）においては担当者の指示に従う。
- ② 校内では、モバイルフォンを指定の場所に置いておく。
※ 考査ではポケットの中にあるだけで不正行為となる。
- ③ 届け出されていないモバイルフォンの持ち込みを認めない。
※ 機種変更した場合はすみやかに生徒指導部へ届け出る。
- ④ 校内に公衆電話がないので、家庭への緊急連絡等が必要な場合は、担任や先生に申し出る。

ウ 校舎内で生徒がモバイルフォンを使用していた場合

モバイルフォンを放課後まで預かるとともにルール違反に対し、事例に応じたマナーについて指導をします。度重なる違反があった場合には、持込届出の撤回や特別指導の対象になることがあります。詳細は持込届出書を参照してください。

(7) 校内のルール確認

※表記上の説明について

Aタイプ制服とは、旧男子制服を指しています。

Bタイプ制服とは、旧女子制服を指しています。

分類	内容		対応
頭 髪	整髪料で髪を逆立たせる。		整髪料を落とす。
	髪の色を染める。		元の色に戻す。
	長い髪		常時縛る(女子)。
服 装	許可のない服装等	Aタイプ：標準学生服マークのない制服 Bタイプ：フロッキーのない制服	当日預かり。保護者に返却。 (Bタイプ用制服にはフロッキーを付ける)
		短い学生服・ダブダブズボン	預かり。保護者に返却。
		カーディガン	当日預かり。保護者・本人に返却。
		制服に付いている装飾品	当日預かり。保護者・本人に返却。
		防寒着	校舎内、始業～終業時は、着用しない。
		化粧	化粧を落とす(洗顔)。
	着こなし	Aタイプ制服の第1ボタン	外さない。
		Aタイプ制服のズボン	腰までのだらしない着こなしをしない。 裾(すそ)を踏まない。
		Bタイプ制服のスカートの丈	膝が隠れる程度の長さにする。
		カッターシャツ	第一ボタン以外は、外さない。
不要品		Bタイプ ネクタイ	だらしない着けかたをしない。
		ゲーム機等	当日預かり。保護者・本人に返却。
	携帯電話	携帯型オーディオプレーヤー	当日預かり。保護者・本人に返却。
		学校に持ち込む場合は持ち込み届出書を提出する。	正しい使い方をする。
		届出に関する決まり	校舎内での使用禁止 朝・放課後以外は規定の場所に置く。
時間外の校舎内での携帯の使用		当日預かり。保護者・本人に返却。	
	携帯電話・スマートフォンの所持(朝・放課後以外)	当日預かり。保護者・本人に返却。	
便 所	職員便所の使用		禁止 嚴重注意
自動販売機	朝・昼休み・放課後のみ許可		購入する時間帯を守る。 歩きながら飲まない。
行 動	職員室への入室・退室		マナーを守る。
	本館1階及び各職員室前は静かに通行(校長室・進路指導室・事務室前は特に注意)		大声やふざけあいの禁止。 挨拶や会釈をする。
	他クラスへの侵入		禁止
	先生の指導や注意が聞けない。		嚴重注意 指導(学科主任・生徒指導)

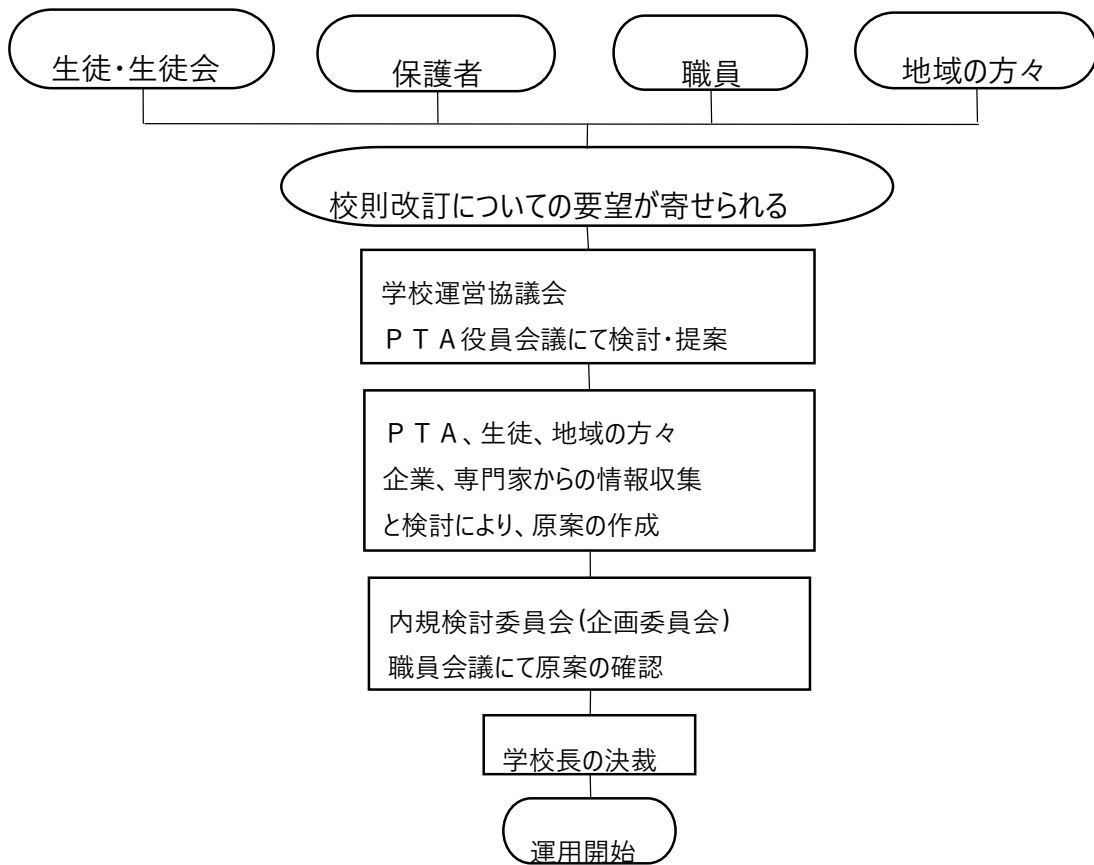
預かり期間・・・違反回数により変更

指 導・・・反省文や奉仕活動を実施

(8) 校則改訂までの流れについて

校則改訂までの流れ

岐阜県立岐南工業高等学校



【教育相談】

高校生活で様々な悩みや困りごとがあったときには、自分だけで考え込まないで学級担任や身近な先生に遠慮なく相談しよう。また、教育相談室（本館1階東）でも相談を受けていますので、気軽に相談しよう（秘密は守ります）。

なお、学校以外でも以下のところで相談を受け付けています。

相談機関	連絡先
子供SOS24（県総合教育センター） 365日24時間 いじめ、不登校、学習等に関する相談	0120-740-070
教育相談ほほえみダイヤル（岐阜教育事務所） 月～金8時30分～17時15分 不登校、いじめ、学習、親子関係などの相談	0120-745-070
子どもの人権110番（岐阜地方法務局人権擁護課） 平日8時30分～17時15分 児童虐待、いじめ、体罰など子どもの人権について	0120-007-110
岐阜県青少年SOSセンター（岐阜県庁環境生活部） 365日24時間 不登校、いじめ、友人や学校関係の悩みなど	0120-247-505
岐阜県子ども・家庭電話相談室（子ども相談センター） 月～金8時45分～21時 土8時45分～17時家族や友人など、子どもにかかわる問題について	0120-76-1152 058-276-4152
ヤングテレホンコーナー（県警本部少年サポートセンター） 岐阜地区サポートセンター 24時間（土日・祝日・夜間は警察当直員が対応）家も学校も面白くないなど少年の悩みごと一般	0120-783-800 0120-783-802
岐阜市少年センター（岐阜市上川手735-2）教育電話相談 平日9時～18時 いじめ相談 平日8時45分～17時30分メールいじめ相談 24時間 gifu43izime-nashi@soleil.ocn.ne.jp	（教育相談電話） 0120-43-7830 058-240-6752 （市外） （いじめ通報） 0120-43-1474
チャイルドライン（NPOチャイルドライン支援センター） 月～土16時～21時 18歳までの子ども専用電話、悩み事一般	0120-99-7777
岐阜いのちの電話（NPO岐阜いのちの電話協会） 19時～22時（第1・3金曜22時～翌日土曜19時まで）自殺予防のため心の危機に直面している人の相談を受付	058-277-4343